

負 荷 率 別 契 約

(特定規模需要選択供給条件)

平成22年4月1日 実施

九州電力株式会社

負 荷 率 別 契 約

目 次

1	適 用 範 囲	1
2	選 択 供 給 条 件 の 変 更	1
3	契 約 期 間	1
4	契 約 電 力	2
5	算 定 対 象 基 準 電 力	2
6	季 節 区 分	2
7	料 金	2
8	契 約 超 過 金	3
9	蓄 熱 調 整 契 約 を あ わ せ て 契 約 さ れ る 場 合 の 取 扱 い	4
10	そ の 他	5
	附 則	7
	別 表	9

1 適用範囲

この特定規模需要選択供給条件（以下「この選択供給条件」といいます。）は、特定規模需要標準供給条件（以下「標準供給条件」といいます。）の業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当し、高圧で電気の供給を受けるお客さまで、当社との協議が整った場合に適用いたします。

2 選択供給条件の変更

(1) 当社は、契約期間中であっても、この選択供給条件を変更することがあります。この場合には、お客さまとの電気料金その他の供給条件は、変更後の特定規模需要選択供給条件によります。

なお、この変更を実施する場合は、当社はお客さまに対して事前に変更内容を通知いたします。

(2) お客さまは、(1)に定めるこの選択供給条件の変更に異議がある場合は、契約期間中であってもこの選択供給条件による契約を将来に向かって解約することができます。

3 契約期間

(1) 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

(2) 契約期間満了の日の1か月前までにお客さままたは当社から異議の申し出がない場合は、お客さまの契約期間をさらに1年間延伸するものとし、以後もこの例によるものといたします。

(3) 契約期間満了に先だって、原則として標準供給条件またはこの選択供給条件以外の特定規模需要選択供給条件に需給契約を変更することはできません。

4 契 約 電 力

契約電力は、標準供給条件の業務用電力または産業用電力に準じて定めます。

5 算定対象基準電力

算定対象基準電力は、4（契約電力）によって定めた値といたします。ただし、標準供給条件の自家発補給電力とあわせて電気の供給を受ける場合の算定対象基準電力は、4（契約電力）で定める契約電力に標準供給条件17（自家発補給電力）(1)ロまたは(2)ロによって定めた契約電力を加えたものといたします。

6 季 節 区 分

(1) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(2) そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

7 料 金

料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、(2)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、標準供給条件において別に定める料金表【燃料費調整】3（燃料費調整額の差引きまたは加算）により燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(1) 基本料金および電力量料金

基本料金および電力量料金は、別に定める負荷率別契約料金表のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（10〔その他〕(2)の予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料

金は、半額といたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合および標準供給条件23（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニにより日割りとなる場合の料金適用上の電力量区分については、別表（料金適用上の電力量区分）のとおりといたします。

(2) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、標準供給条件の業務用電力または産業用電力に準ずるものといたします。

8 契約超過金

(1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増したものの3倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

(2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

なお、契約超過金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、契約超過金から消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を差し引いた金額に対して、年10パーセントの延滞利息（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を申し受けます。

また、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

9 蓄熱調整契約をあわせて契約される場合の取扱い

(1) 適用範囲

蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）により、(2)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能なお客さまで、当社との協議が整った場合に適用いたします。

(2) 時間帯区分

イ 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

ロ 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

(3) 料金

各月の料金は、7（料金）によって算定された金額から(4)によって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものとしていたします。

なお、お客さまと当社との協議によって、蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあります。

(4) 蓄熱割引額

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \left[\begin{array}{l} \text{(5)の夏季またはその他季} \\ \text{の電力量料金単価} \end{array} - \begin{array}{l} \text{(6)の} \\ \text{蓄熱単価} \end{array} \right]$$

この場合、夏季の蓄熱電力量には、(5)の夏季の電力量料金単価を、その他季の蓄熱電力量には、(5)のその他季の電力量料金単価をそれぞれ適用いたします。

(5) 電力量料金単価

電力量料金単価は、その1月の使用電力量（蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を含みます。）について、7（料金）(1)により算定された電力量料金（燃料費調整額を含まないものとしていたします。）をその1月の使用電力量で除してえた値としていたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、電力量料金単価は、夏季およびその他季ごとにそれぞれ算定いたします。

また、電力量料金単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(6) 蓄熱単価

蓄熱単価は、別に定める負荷率別契約料金表のとおりといたします。

(7) 蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合は、特定規模需要選択供給条件の蓄熱調整契約に準ずるものといたします。ただし、蓄熱調整契約8（蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い）(4)の割引単価については、別に定める負荷率別契約料金表のとおりといたします。

(8) その他の事項については、特定規模需要選択供給条件の蓄熱調整契約に準ずるものといたします。

10 その他

(1) この選択供給条件またはこの選択供給条件以外の特定規模需要選択供給条件から標準供給条件に変更された後1年に満たないお客さまについては、この選択供給条件を適用いたしません。

(2) お客さまが希望される場合は、標準供給条件の業務用電力または産業用電力に準じ、標準供給条件の予備電力を契約することができます。ただし、この場合の予備電力の基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

イ 基本料金

基本料金は、標準供給条件の予備電力に定めるものといたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、常時供給分の該当料金を適用いたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

- (3) 5（算定対象基準電力）で定める算定対象基準電力に変更があった場合は、標準供給条件23（料金の算定）(1)ロの契約電力の変更に準ずるものといたします。
- (4) この選択供給条件に定めのない事項については、標準供給条件を準用するものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この選択供給条件は，平成22年4月1日から実施いたします。

2 料金についての特別措置（太陽光発電促進付加金）

(1) 料 金

料金は，7（料金）の規定にかかわらず，当分の間，7（料金）によって算定された金額に，ハによって算定された太陽光発電促進付加金を加えたものといたします。

イ 太陽光発電促進付加金単価

太陽光発電促進付加金単価は，標準供給条件において別に定める料金表【太陽光発電促進付加金単価】1（太陽光発電促進付加金単価）のとおりといたします。

ロ 太陽光発電促進付加金単価の適用期間

太陽光発電促進付加金単価の適用期間は，標準供給条件において別に定める料金表【太陽光発電促進付加金単価】2（太陽光発電促進付加金単価の適用期間）のとおりといたします。

ハ 太陽光発電促進付加金の算定

太陽光発電促進付加金は，その1月の使用電力量にイに定める太陽光発電促進付加金単価を適用して算定いたします。

なお，太陽光発電促進付加金の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。

また，標準供給条件の予備電力の太陽光発電促進付加金は，常時供給分とあわせて算定いたします。

(2) そ の 他

その他の事項については、標準供給条件附則2（料金についての特別措置〔太陽光発電促進付加金〕）にかかわる規定を準用するものといたします。

別 表

(料金適用上の電力量区分)

料金適用上の電力量区分は、次のとおりといたします。

なお、日割計算対象日数は、電力量区分を区分すべき期間の日数といたします。

1 電 力 量 区 分

1 段料金適用電力量 = A

$$A = \text{算定対象基準電力(キロワット)} \times 100 \text{時間} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、1 段料金適用電力量とは、算定対象基準電力 1 キロワット当りの使用時間数が最初の 100 時間までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

2 段料金適用電力量 = B - A

$$B = \text{算定対象基準電力(キロワット)} \times 200 \text{時間} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、2 段料金適用電力量とは、算定対象基準電力 1 キロワット当りの使用時間数が 100 時間をこえ 200 時間までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

3 段料金適用電力量 = C - B

$$C = \text{算定対象基準電力(キロワット)} \times 300 \text{時間} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、3 段料金適用電力量とは、算定対象基準電力 1 キロワット当りの使用時間数が 200 時間をこえ 300 時間までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

4 段料金適用電力量 = D - C

$$D = \text{算定対象基準電力(キロワット)} \times 400 \text{時間} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、4段料金適用電力量とは、算定対象基準電力1キロワット当たりの使用時間数が300時間をこえ400時間までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

2 端 数 処 理

1（電力量区分）によって算定された1段料金適用電力量、2段料金適用電力量、3段料金適用電力量および4段料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

3 検針期間の日数の取扱い

標準供給条件23（料金の算定）(1)ハまたはニに該当する場合は、

$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。